

# 福岡県公報

令和5年12月12日  
第 455 号

## 目 次

### 告 示 (第768号・第769号)

○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	1
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
<b>公 告</b>		
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	2
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	2
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	2
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	2
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	3
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	3
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	3
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	3
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	4
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	4
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	4
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(生活衛生課)	5

○産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の縦覧	(廃棄物対策課)	6
○産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の縦覧	(廃棄物対策課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
<b>公安委員会</b>		
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活保安課)	7
<b>内水面漁場管理委員会</b>		
○水産動植物の採捕禁止区域及び期間	(漁業管理課)	9
<b>雑 報</b>		
○令和6年測量士・測量士補試験の実施	(県土整備総務課)	9

## 告 示

### 福岡県告示第768号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 東油山
- 2 区域の所在地 福岡市城南区大字東油山字黒ノ原
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から10号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と10号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地 番	標柱番号
福岡市城南区大字東油山字黒ノ原	499番1	1号から4号まで
	499番13	5号
	499番14	6号及び7号

499番12	8号及び9号
499番20	10号

**福岡県告示第769号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 解除予定保安林の所在場所  
宮若市金生字牛牛谷2584の24
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 解除の理由  
道路用地とするため

**公 告****公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、篠栗町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
篠栗町大字萩尾	令和5年11月13日から 令和6年3月11日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、那珂川市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 測量の種類  
公共測量（デジタル撮影）
- 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
那珂川市	令和5年11月27日から 令和6年2月29日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡法務局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 測量の種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡市早良区西新一丁目、西新四丁目及び西新五丁目の全部並びに祖原の一部	令和5年11月20日から 令和7年2月28日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので

、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
筑紫野市大字天山	令和5年11月20日から 令和6年3月22日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
久山町大字猪野	令和5年11月20日から 令和6年3月15日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（路線測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
糸島市志摩稲留	令和5年12月1日から 令和6年3月22日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（路線測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
糸島市志摩馬場	令和5年12月1日から 令和6年3月22日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（路線測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
糸島市志摩御床	令和5年12月1日から 令和6年3月22日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（路線測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
糸島市志摩小富士	令和5年12月1日から 令和6年3月22日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（路線測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福津市須多田	令和5年11月27日から 令和6年3月22日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（路線測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
宇美町大字炭焼	令和5年11月12日から 令和6年3月22日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
朝倉市持丸	令和5年11月27日から 令和6年3月25日まで

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市福岡駅東一丁目2845番3、2848番1、2848番2、2849番3、2849番4、2850番1、2850番3、2852番1及び2852番10

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福津市中央六丁目22番33号

医療法人たけなかこどもクリニック

理事長 竹中 聡

---

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
大野城市御笠川三丁目16番3、16番4、30番の一部及び32番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大野城市御笠川一丁目16番13号  
株式会社タイヤチップセンター  
代表取締役 白井 文平

---

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
飯塚市伊岐須字焼筒尾561番1、561番4から561番13まで、589番1から589番7まで及び593番2から16まで並びにこれら区域内の道路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
飯塚市弁分127番地の7  
未来エステート株式会社  
代表取締役 安永 尚平

---

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡久山町大字山田字法立2761番26及び2761番41
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都港区元赤坂一丁目1番8号株式会社赤坂国際会計内  
福岡久山特定目的会社  
取締役 林 令史

---

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡久山町大字猪野字別所558番1及び559番14
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
北九州市八幡西区下上津役一丁目9番-15-202号  
朴 評弘

---

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで理容師法施行細則等の一部を改正する規則（令和5年福岡県規則第45号）の制定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部生活衛生課に備え置きます。

令和5年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

今回の規則改正は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）及び旅館業法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第101号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和5年12月12日

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条の2の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を縦覧に供する。

令和5年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社太田古鐵商店  
京都郡菟田町港町20番地16  
代表取締役 太田 昭代

2 施設の種類及び処理能力

ガラスくず等及びがれき類の破碎施設  
ガラスくず等 一日当たり 426.72 t  
がれき類 一日当たり 682.72 t

3 設置場所

京都郡菟田町港町1番地先

4 指定地域

京都郡菟田町長浜町、港町及び幸町の各一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。

5 縦覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県京築保健福祉環境事務所環境課

6 縦覧の期間

令和5年12月12日から令和6年1月11日まで

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条の2の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を縦覧に供する。

令和5年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社河本商事  
京都郡菟田町港町30番地の7  
代表取締役 河本 啓次

2 施設の種類及び処理能力

ガラスくず等及びがれき類の破碎施設  
ガラスくず等 一日当たり 320 t  
がれき類 一日当たり 473 t

3 設置場所

京都郡菟田町港町31番地先

4 指定地域

京都郡菟田町長浜町及び港町の各一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。

5 縦覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県京築保健福祉環境事務所環境課

## 6 縦覧の期間

令和5年12月12日から令和6年1月11日まで

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年12月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 開発区域に含まれる地域の名称

筑後市大字長浜字南田代205番1から205番4まで、206番1から206番3まで、221番1及び221番2並びに字裏鳥越334番2、334番11、334番12、341番3、342番1から342番3まで、342番9から342番11まで、343番1、343番4、343番5、345番1、345番8、346番3及び349番3並びにこれら区域内の水路である市有地の全部

#### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八女市馬場478番地1

福島貨物有限会社

代表取締役 下川 洋

**公安委員会**

### 福岡県公安委員会告示第289号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和5年12月12日

福岡県公安委員会

#### 1 検定の種別

交通誘導警備業務2級

#### 2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
令和6年3月21日（木）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
令和6年3月22日（金）		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

#### 3 受検定員

各検定15名

#### 4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

#### 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

#### 6 学科試験及び実技試験

##### (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### (2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### 7 検定申請手続等

##### (1) 事前（電話）受付期間

- ア 受付日  
令和6年2月13日（火）及び同年2月14日（水）
- イ 受付時間  
午前9時00分から午後4時00分までの間
- (2) 受検申請手続期間  
事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間
- (3) 受検申請手続場所
- ア 住所地を管轄する警察署  
イ 営業所を管轄する警察署
- (4) 必要書類
- ア 必須書類
- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
- (イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- イ 必要に応じて添付すべき書類
- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合  
住所を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合  
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (5) 検定手数料  
14,000円
- ※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。  
また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。
- (6) 申請方法
- ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず7(1)の事前（電話）受付期間内に、受付専用電話（080-4059-9319）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受

付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

## 8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

## 9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。



# 内水面漁場管理委員会

## 福岡県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、やまめ及びあまご資源の繁殖保護を図るため、これらの採捕を次のとおり禁止する。

ただし、試験研究機関等が試験研究等のために採捕する場合は、この限りでない。

令和5年12月12日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中園正彦

### 1 禁止区域

福岡県内の全河川

### 2 禁止期間

1月1日から2月末日まで

### 3 指示の有効期間

令和6年1月1日から令和8年12月31日まで

# 雑報

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）に基づく測量士試験及び測量士補試験の実施について、測量法施行令（昭和24年政令第322号）第21条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年12月12日

国土交通大臣 齋藤 鉄夫

令和6年測量士・測量士補試験の実施

### (1) 試験日時

測量士試験

令和6年5月19日（日）

午前10時から午後4時まで

（午後0時30分から午後1時30分まで休憩）

測量士補試験

令和6年5月19日（日）

午後1時30分から午後4時30分まで

### (2) 試験地

北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県

なお、会場確保の都合上、やむを得ず近隣府県に試験会場を変更又は追加する場合があります。

### (3) 願書受付期間

令和6年1月5日（金）から1月30日（火）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に定める行政機関の休日には、事務を行わない。）

ただし、郵送の場合は1月30日（火）までの日付の消印があるものに限り受け付ける。（後納郵便、別納郵便の場合は1月30日（火）までに必着とする。）

### (4) 願書受付場所

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番 国土地理院総務部総務課 試験登録係

### (5) 受験願書用紙等の交付

受験願書用紙及び受験案内は、令和6年1月5日（金）から、次の場所において交付する。

郵送により請求する場合は、封筒の表に「願書請求 ○部」と朱書きし、宛先明記の返信用封筒（角形2号以上）に必ず所要の切手を貼ったものを同封すること。

ただし、都道府県の土木関係部局の主務課では郵送の取扱いはいししない。

○国土地理院

（〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番）

○国土地理院北海道地方測量部

（〒060-0808 札幌市北区北8条西二丁目1番1号 札幌第1合同庁舎）

○国土地理院東北地方測量部

（〒983-0842 仙台市宮城野区五輪一丁目3番15号 仙台第3合同庁舎）

○国土地理院関東地方測量部

（〒102-0074 東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎）

○国土地理院北陸地方測量部

（〒930-0856 富山市牛島新町11番7号 富山合同庁舎）

○国土地理院中部地方測量部

(〒460-0001 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館)

○国土地理院近畿地方測量部

(〒540-0008 大阪市中央区大手前四丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館)

○国土地理院中国地方測量部

(〒730-0012 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館)

○国土地理院四国地方測量部

(〒760-0019 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎)

○国土地理院九州地方測量部

(〒812-0013 福岡市博多区博多駅東二丁目11番1号 福岡合同庁舎)

○国土地理院沖縄支所

(〒900-0022 那覇市樋川一丁目15番15号 那覇第1地方合同庁舎)

○各都道府県の土木関係部局の主務課

○公益社団法人日本測量協会本部及び各支部

(〒112-0002 東京都文京区小石川一丁目5番1号 パークコート文京小石川 ザタワー5階)

(6) 試験手数料

測量士試験 4,250円 測量士補試験 2,850円

(7) 合格発表及び通知

測量士は令和6年7月9日(火)、測量士補は令和6年6月27日(木)、国土地理院本院、各地方測量部及び支所において合格者の受験番号及び氏名を公告するほか、全受験者に試験の結果(合否)を通知する。

また、国土地理院のホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。

(8) 試験に関する照会先

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

国土交通省国土地理院 総務部総務課 試験登録係

TEL 029-864-8214, 8248